

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県柏市高柳字宮後原55番地  
氏 名 株式会社リサイクル  
代表取締役 吉野 建介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 櫛 田 一 男



許可の年月日  
許可の有効期限

平成20年12月 4日  
平成25年12月 3日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集及び運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類  
以上8種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）及び廃石膏ボードを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。

この写しは証明に用いることはできません

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）

\*\*\*\*\*

### 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年12月 4日 新規許可

### 5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

\*\*\*\*\*

### 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無